前　金	部分払い
(有)　無	0　回

平成　25　年度

豊津川ポンプ場及び阿漕ポンプ場電気設備（直流電源盤等）取替修繕設計書

津　　市

下水道部下水道施設課

平成 25 年度	下施ポ　　第2-1号	**修 繕 設 計 書**	部　　長	
			次　　長	
修　繕　名	豊津川ポンプ場及び阿漕ポンプ場電気設備（直流電源盤等）取替修繕		課　　長	
			検 算 者	
施 工 場 所	津市　　河芸町一色及び柳山津興　　地内		調整・担当主幹	
設 計 金 額	￥　　— （内消費税等相当額　　円）		担当主幹	
			担　当 副主幹	
工　　期	平成26年1月31日限り		主　　査 担　　当	
修　繕　の　大　要			設 計 者	

電気設備取替修繕　　一式

豊津川ポンプ場

始動用直流電源盤　　１面

蓄電池　　１２セル

阿漕ポンプ場

ゲート制御基板　　一式

蓄電池　　８６セル

位　置　図

平成２５年度下施ポ第２－１号
豊津川ポンプ場及び阿漕ポンプ場電気設備
（直流電源盤等）取替修繕

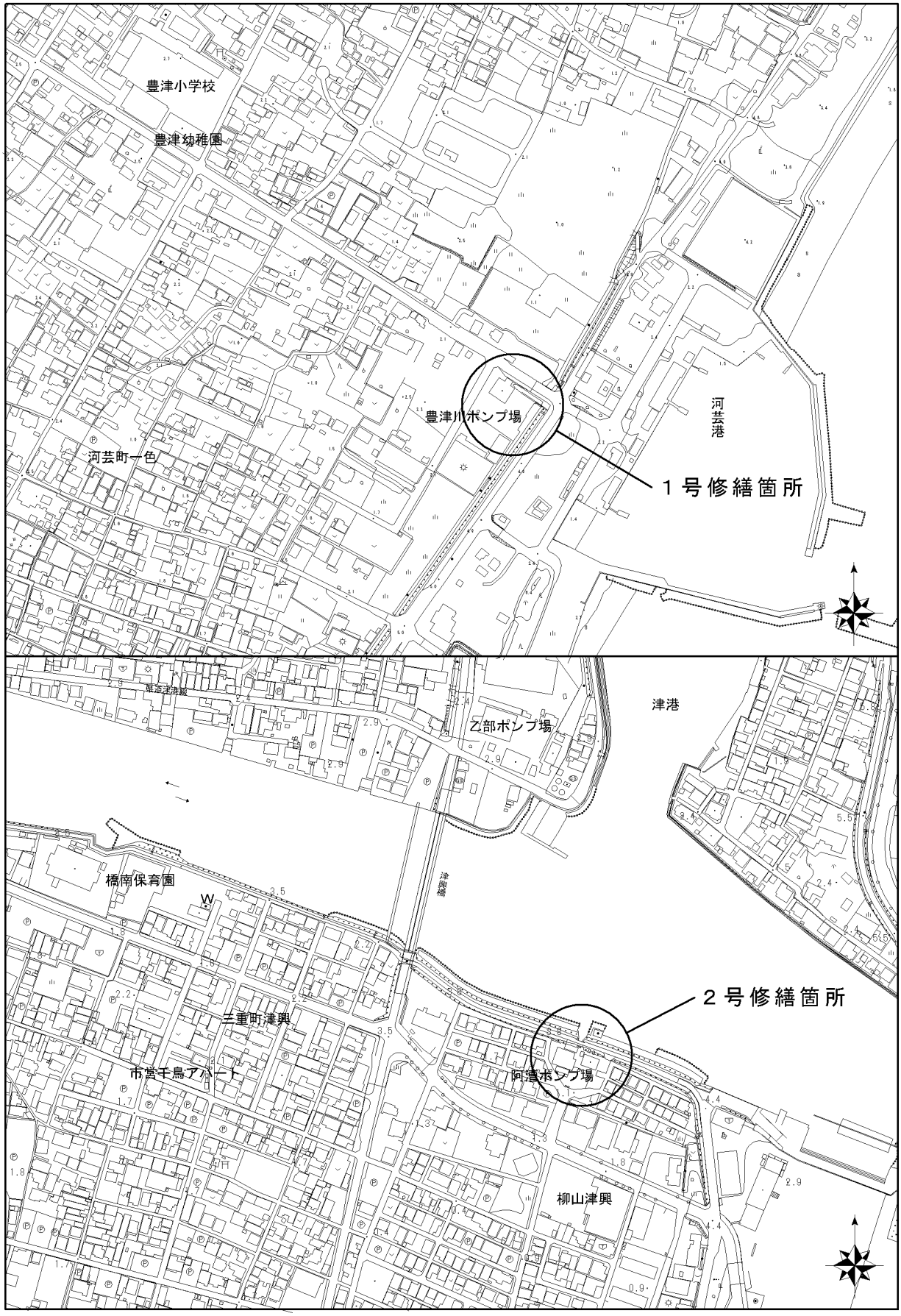

内　訳　表

費　目	工　種	種　別	細　別	数量	単位	単価	金　額	摘　　要
本修繕費				1	式	――	――――	
	機器費			1	式	――		第1号明細表のとおり
		直接修繕費		1	式	――	――――	
			輸送費	1	式	――		
			材料費	1	式	――		第2号明細表のとおり
			労務費	1	式	――		第3号明細表のとおり
			直接経費	1	式	――		
			仮設費	1	式	――		
		計 （直接修繕費）						
		間接修繕費		1	式	――	――――	
			共通 仮設費	1	式	――		第4号明細表のとおり
			現場 管理費	1	式	――		
			据付 (技術者) 間接費	1	式	――		
			据付 (機器) 間接費	1	式	――		
		計 （間接修繕費）						

津 市 設 計 書 用 紙

内　訳　表

費　目	工　種	種　別	細　別	数量	単位	単価	金　額	摘　　要
		計 （据付修繕原価）						
		設計技術費		1	式	——		
	計 （修繕原価）							
	一般管理費等			1	式	——		
	合計 （修繕価格）							
	消費税等相当額			1	式	——		
本修繕費　計								

津 市 設 計 書 用 紙

明　細　表

第　1　号

種　別	細　別	材　料	形状寸法	数量	単位	単　価	金　額	摘　　要
機器費				1	式	――	――	
	始動用直流電源盤			1	面			(豊津川ポンプ場)
	計 (機器費)							

津市設計書用紙

明　細　表

第　2　号

種　別	細　別	材　料	形状寸法	数量	単位	単　価	金　額	摘　　要
材料費				1	式	―――	―――	
	蓄電池	長寿命形MSE相当 2V・200Ah		12	セル			(豊津川ポンプ場)
	ゲート制御基板	GCD		1	式			(阿漕ポンプ場)
	蓄電池	AHH-SE 1.2V・30Ah		86	セル			(阿漕ポンプ場)
	計 (直接材料費)							
	補助材料費			1	式	―――		
	計 (補助材料費)							
	計 (材料費)							

津市設計書用紙

明　細　表

第　3　号

種　別	細　別	材　料	形状寸法	数量	単位	単　価	金　額	摘　　要
労務費				1	式	―――	―――	
	一般労務費			1	式	―――	―――	
	電工	据付工 (撤去含む)			人			
	小計							
	計 (一般労務費)							
	技術労務費			1	式	―――	―――	
	技術者	据付工			人			
	小計							
	技術者	組合せ試験工			人			
	小計							
	計 (技術労務費)							
	計 (労務費)							

津 市 設 計 書 用 紙

明　細　表

第　4　号

種　別	細　別	材　料	形状寸法	数量	単位	単価	金　額	摘　要
共通仮設費				1	式	――	―――	
	共通仮設費率計上			1	式	――		
	産業廃棄物処理費積上げ分			1	式	――		
計 （共通仮設費）								

津市設計書用紙

平成２５年度

豊津川ポンプ場及び阿漕ポンプ場電気設備
（直流電源盤等）取替修繕

津市下水道部下水道施設課

第 1 章　　一般共通事項

1　適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2　関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

（1）労働安全衛生法
（2）消防法
（3）建設リサイクル法
（4）電気事業法
（5）電気用品安全法
（6）電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕
（7）建築基準法
（8）計量法
（9）日本工業規格（JIS）
(10) 日本電線工業会規格（JCS）
(11) 電池工業会規格（SBA）
(12) 日本照明器具工業会規格（JIL）
(13) 電気設備に関する技術基準を定める省令
(14) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
(15) 日本電機工業会標準（JEM）
(16) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
(17) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(18) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
(19) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3　打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4　環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート砕りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

（1）騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

（2）地下水のかん養（雨水浸透等）
（3）建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）
（4）廃棄物の適切な処分

（5）その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5　承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6　軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7　器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8　既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9　提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てＡ４版とする。

10　試験及び検査

（1）受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

（2）主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の１０日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

（3）機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

（4）試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11　機器製作及び現場施工の記録写真

（1）写真の分類

ア　着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）

イ　機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）

ウ　現場施工写真（現場における施工状況写真）

エ　安全管理写真

オ　材料検収写真

カ　品質管理写真

キ　出来形管理写真

（2）写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

（3）写真の撮影基準

ア　写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体

と共に写し込むこと。

イ　不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12　施工管理

（1）請負金額５００万円以上の工事等を受注または変更した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書の「ＣＯＲＩＮＳへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。

（2）受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。

（3）受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。

（4）機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。

（5）受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13　竣工

（1）施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

（2）技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

（3）保証

ア　保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）２年間とする。

イ　保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ　保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実地しなければならない。

エ　保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14　疑義

（1）本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

（2）施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15　その他

（1）本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実地の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

（2）受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

（3）設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第２章　　修繕施工

１　修繕概要

豊津川ポンプ場の直流電源盤等の更新及び蓄電池等の取替、阿漕ポンプ場の蓄電池等の取替を行うことにより、施設の円滑な運用を図るものである。

２　修繕内容

（１）始動用直流電源盤の更新
（２）蓄電池・部品の取替
（３）試運転及び試験調整
（４）その他上記全てに係る修繕

３　主要取替機器等

（１）豊津川ポンプ場

ア　始動用直流電源盤

（ア）寸法　　１０００Ｗ×８００Ｄ×２３００Ｈ程度

（イ）蓄電池据付方法　　直流電源盤下部収納方式

（ウ）盤面取付器具

a	盤名称銘板	１式
b	交流電圧計　（管理指針付）	１式
c	交流電流計　（管理指針付）	１式
d	直流電圧計　（管理指針付）	１式
e	直流電流計　（管理指針付）	１式
f	切替開閉器　（ＣＯＳ）	１式
g	押釦開閉器　（ＢＳまたはデジタルパネル）	１式
h	状態表示器　（デジタルパネル）	１式
i	故障表示器　（デジタルパネル）	１式
j	その他必要なもの	１式

（エ）盤内取付器具

a	配線用遮断器（警報端子付）	１式
	３０ＡＦ	１個
	５０ＡＦ	２個
b	計器用変流器	１式
c	変圧器	１式
d	自動電圧調整器	１式
e	電圧継電器	１式
f	過電圧継電器	１式
g	限時継電器	１式
h	補助継電器	１式
i	警報装置	１式
j	内部配線および端子台	１式
k	その他必要なもの	１式

※ 継電器単体もしくは基板制御によるものとする。

（オ）一般仕様

a　盤の構造等及び仕様は、配電盤一般共通事項による。但し側板等必要な所はガラリとすることができる。

b　整流器は、自動定電圧制御付きの整流装置を内蔵しデジタルパネル表示にて運転状態・異常警報を確認できるものとし、蓄電池の浮動充電が行えるものとする。

また、停電復旧後の回復自動充電等行なえること。

c　下記の故障検出回路等を設けること。

（ａ）整流器過電圧
（ｂ）蓄電池電圧低下
（ｃ）蓄電池温度上昇
（ｄ）整流器故障
（ｅ）各ブレーカー断
（ｆ）蓄電池寿命予告
（ｇ）蓄電池要点検
（ｈ）蓄電池異常放電
（ｉ）その他必要なもの

d　定格

（ａ）整流方式	サイリスタ又はトランジスター式三相全波整流式	
（ｂ）冷却方式	自冷式	
（ｃ）定格	連続	
（ｄ）相数	三相	
（ｅ）電圧	入力	ＡＣ２１０Ｖ
	出力	ＤＣ２４Ｖ
（ｆ）直流出力定格	浮動	１セル当りの浮動充電電圧×セル数
	出力電圧調整範囲	±３％以上
（ｇ）定格電流	３０Ａ以上	
（ｈ）定格入力電力	２．１ＫＶＡ	

e　配線用遮断器は、原則として警報接点付きとする。

f　チョークコイル他巻線はＡ種絶縁以上とする。

g　故障警報は、一定時間後に自動停止及び手動停止可能な回路とする。

（カ）予備品

a　ランプ（種別毎）　実装数の 100％
（LED 等半導体素子等の場合は取付数の 10％､但しＬＥＤ等が着脱可能の場合は各種別毎１個）

b　ヒューズ（種別毎）　実装数の 100％

c　継電器、グローブ類　実装数の 10％
（種別毎※限時継電器、水位設定器、運転時間計、運転回数計等を含む）

d　直流電源装置

（ａ）端子締付工具(蓄電池用)	１組
（ｂ）防錆剤　５０ｇ以上	１個
（ｃ）防錆剤塗ブラシ	２本

（ｄ）取扱注意銘板　　１式
（ｅ）収納用箱　　１箱
（ｆ）製作所標準品　　１式
（ｇ）その他必要なもの　　１式

ｅ　その他

（ａ）チャンネルベース　　１式
（ｂ）基礎ボルト　　１式
（ｃ）吊りボルト　　１式
（ｄ）踏み台（構造的に必要時のみ）　　１式
（ｅ）その他必要なもの予備品　　１式

※予備品の納入数量が１個に満たない場合は、最低１個納入のこと。なお、数量は種別毎に使用数における員数表添付すること。

（キ）付属品

ａ　仕様書に記載していない部分で１ヶ月以内に消耗すると思われるものは原則１ヶ年分を付属すること。

ｂ　工具類　　１式

ｃ　運転及び保守上必要とするものは具備すること。

ｄ　付属品は整理箱等に整理し、納入すること。

ｅ　その他必要な付属品　　１式

（ク）共通

予備品・付属品は、長期間の保存に適するよう厳重に包装し、付属品ﾘｽﾄには、内容品の種類及び数量を注記するほか、保管上の注意事項が必要なものは明記すること。

イ　蓄電池

（ア）形式　　（長寿命形）制御弁式据置鉛蓄電池（長寿命形ＭＳＥ）
（イ）容量　　２００Ａｈ／１０ＨＲ
（ウ）公称電圧　　２Ｖ／セル
（エ）セル数　　１２セル
（オ）据付方法　　直流電源盤下部収納方式
（カ）一般仕様

ａ　蓄電池は、制御弁式とし単電池を数個組合わせて組にして電池を盤内に収納する。
なお、据付は保守・点検等が容易な構造とし平形設置方式とする。

ｂ　蓄電池の電槽は、機械的強度のすぐれた品質とする。

ｃ　各単電池連絡バー及び必要な所は、絶縁被覆を施すこと。

ｄ　盤内及び必要な所は、耐酸・耐アルカリ性塗装処理を行ない、その他部品についても耐酸性の強い材質を使用すること。

ｅ　蓄電池には温度検出器を設けること。

ｆ　蓄電池本体には蓄電池番号、直流電源盤には蓄電池銘板、製造年月日等必要なものを取付ける。

ｇ　蓄電池ターミナル等腐食の恐れのある場所には、適正なる防錆剤等で防錆処理を施す。

（２）阿漕ポンプ場

ア　ゲート制御基板（ＧＣＤ）

サイリスタ整流装置（型式GTSB100-40V）用ゲート制御基板（ＧＣＤ）　　１式

イ　蓄電池

（ア）形式　　シール形焼結式アルカリ蓄電池（ＡＨＨ－ＳＥ）

（イ）容量　　３０Ａｈ／１ＨＲ

（ウ）公称電圧　　１．２Ｖ／セル

（エ）セル数　　８６セル

（オ）据付方法　　蓄電池台車収納方式

（カ）一般仕様

ａ　蓄電池は、制御弁式とし単電池を数個組合わせて組にして電池を盤内に収納する。
なお、据付は保守・点検等が容易な構造とし平形設置方式とする。

ｂ　蓄電池の電槽は、機械的強度のすぐれた品質とする。

ｃ　各単電池連絡バー及び必要な所は、絶縁被覆を施すこと。

ｄ　盤内及び必要な所は、耐酸・耐アルカリ性塗装処理を行ない、その他部品についても耐酸性の強い材質を使用すること。

ｅ　蓄電池には温度検出器を設けること。

ｆ　蓄電池本体には蓄電池番号、直流電源盤には蓄電池銘板、製造年月日等必要なものを取付ける。

ｅ　蓄電池ターミナル等腐食の恐れのある場所には、適正なる防錆剤等で防錆処理を施す。

（キ）予備品

ａ	吸込比重計（浮子部２個）	１組
ｂ	注液スポイト	１個
ｃ	棒状温度計　　０～＋１００℃程度	２本
ｄ	取ビン（プラスチック製２Ｌ程度）	１個
ｅ	ロート（プラスチック製）	１個
ｆ	端子締付工具（蓄電池用）	１式
ｇ	精製水　（１８Ｌ入り）	１個
ｈ	防錆剤　５０ｇ以上	１個
ｉ	防錆剤塗ハケ	２本
ｊ	取扱注意銘板	１式
ｋ	製作所標準品	１式
ｌ	その他必要なもの	１式

4　その他事項

（1）機器等の仕様の解釈についての不明なる項目（内容含む）については、一般共通事項、それぞれの機器仕様、図面、その他（一般事項他）の順により適用するものとする。

（2）撤去品の処分について

撤去品が産業廃棄物の対象となる場合は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。また、受入れ先のマニフェスト等を施工管理資料として監督員に提出すること。

（3）完成図書（施工図及び取扱説明書等を含む）の提出（市販A4ファイル）は１部とするが、既存図書の完結方法は下記とする。

ア　完成図書は、既存完成図書に本修繕を追録、差替、不必要なものは削除等を行い３冊納入すること。なお、差替等により既設完成図に納まらない場合背表紙他を作成し、又１冊に出来ない場合（厚さ約150ｍｍ以上となる場合を含む）は、黒表紙（現行の完成図書並）2分冊以上として納入すること。この場合も既存同様完成図書としては、3冊完結すること。

イ　完成図書は過去の状況が判る様（修繕名、修繕内容、工期その他）な修繕目録等整理のうえ、目録表を保証書の次面に添付綴じ込むこと。この場合、既設完成図書の状況を把握、調査を行い必要に応じて既設記入箇所部分に追録を行うこと。

ウ　この章以外の完成図書の完結方法等（やむなく上記が出来ない事情における完成図書の完結を含む）については、別途協議するものとする。

（4）提出書類等を含めて疑義・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。

第３章　特記事項

1　他工事等との協調

施工現場において他の工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2　作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く８時３０分から１７時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。

3　発生材の処分

機器の設置に伴った発生材等についての処分にあっては特に留意し、修繕施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

4　産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該修繕の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

5　修繕完成報告書

修繕完成報告書の提出部数は２部とする。

6　完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として３部作成するものとする。なお、作成にあっては本市監督員の指示に従うものとする。

7　現場施工の時期

本工事施工にあっては、運転に支障無きよう十分考慮し、既存施設の機能をできるだけ損なわないように留意し施工すること。

第４章　前金支払いに関する事項

【前金の支払い】

請負代金の額が１３０万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負金額の１０分の４以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

第５章　修繕施工監理に関する事項

【部分下請負通知書】

受注者は、修繕の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者も含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者も含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。

【現場の管理】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、修繕名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

＜名札の一例＞

主任・監理技術者

氏　名　○○　○○

修繕名　○○修繕

工　期　自○○年○○月○○日

　　至○○年○○月○○日

会　社　○○株式会社　　印

写真

２ｃｍ×３ｃｍ

程度

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注２）所属会社の社印とする。

第６章　暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1　趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2　用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年津市訓第３４号）において使用する用語の例による。

3　受注者等の義務

⑴　本市の契約等の相手方及び下請負人（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

⑵　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設を使用してはならない。

⑶　受注者が本市と締結した契約等の履行に当たり、暴力団等による不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に通報しなければならない。

4　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、暴力団等と密接な関係を有していると認められるなどの場合は、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5　契約等の解除

上記の暴力団等と認められるなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

第７章　産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

［産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け］

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

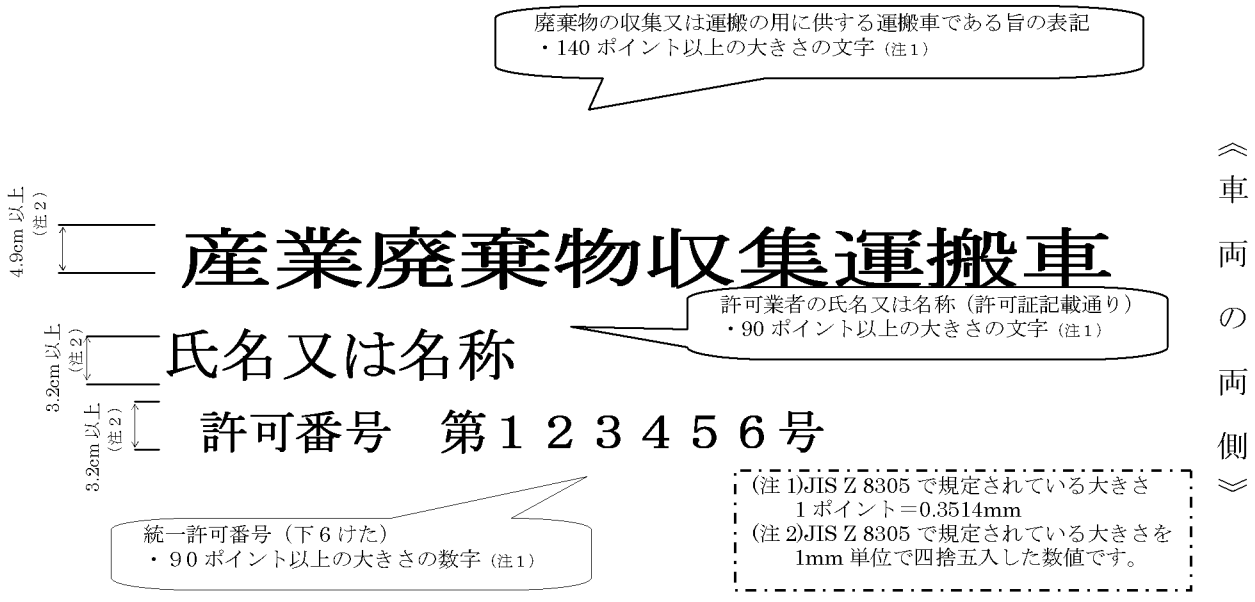

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

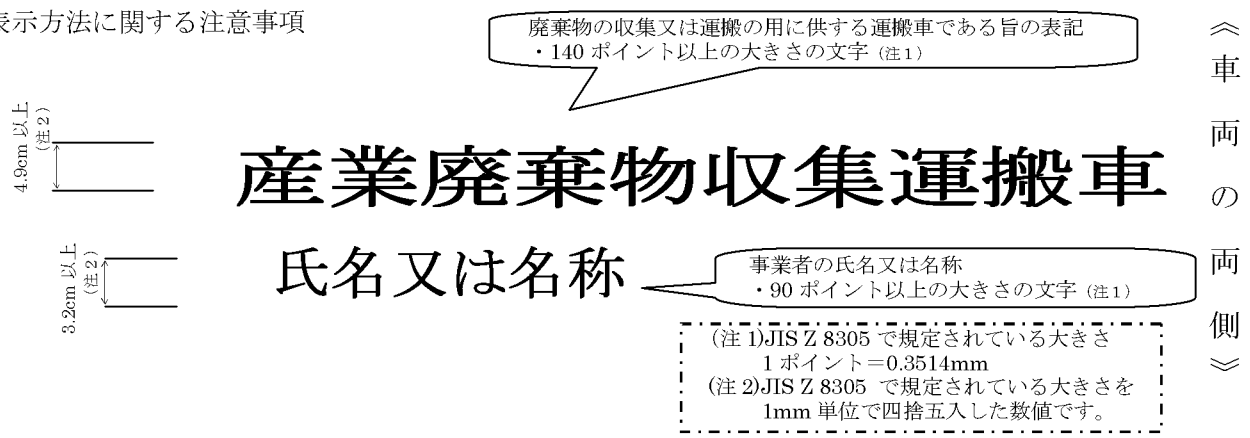

表示方法に関する注意事項

・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。

・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋲で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。

・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。